

NTT契約社員の「雇用継続」を認める

NTT東日本 - 北海道が、コールセンターなどで長年勤務してきた契約社員約700人に、子会社テレマートの「登録型派遣」社員への転籍を強要し、「同意」しなければ3月末で「雇い止めする」と脅していた問題で、日本共産党の大門みきし参議院議員がNTT東日本 - 北海道に申し入れをし、労働局へも指導を要請、国会でも取り上げ是正指導を要求、道労連の支援を受け、道内宣伝行動やNTT東日本 - 北海道との団体交渉等で会社を追求し、当該のNTT東日本 - 北海道の契約社員Aさん(通信労組組合員)は、2月16日札幌地裁に3月末の「雇い止め」禁止の仮処分命令を求める申立を行っていました。

これに対し、NTT東日本 - 北海道は、2月26日、4月以降も契約社員として「雇用を継続する」と本人と大門議員に通知してきました。

「将来の安定的事業運営に資する人材確保に向けたとくみ」と称して強行された今回の「転籍」は、北海道労働局も「あくまで本人の真正な同意が必要」とする転籍への「同意」を得るため、NTT東日本 - 北海道が「転籍に応じない場合は3月末で雇い止めする」と、契約社員を脅迫し、あたかも「雇い止め」が行えるかのように言って契約社員に「登録型派遣」社員への転籍を強要したものです。

仮処分の申立を行ったAさんは、平成16年6月、当時のエムイ - 北海道に契約社員として採用されて以来5年9ヶ月にわたり契約社員として勤務。今回は、3月末での「雇い止め」をされないためには、この雇用形態の変更に応ずるほかはないと考え、いったんテレマート社に履歴書を提出しましたが、仕事の内容は変わらないのに、何故不安定な派遣社員にならなければならないのか、納得できない気持ちを持ち続けていたところ、道労連などのピラで会社の転籍強要が違法なものであることを知り、通信労組に加入すると共に雇い止め禁止の命令を求める申立を行ってたたかっていました。

NTTが今回、契約社員に転籍強要したこの「登録型派遣」は、働く人の「モノあつかい」にほかならないと問題にされ、いま行われている国会で「廃止」されることになっている働かせ方です。

民法は、「詐欺又は強迫による意思表示は、取り消すことができる」(96条)と定めています。NTT - 北海道が、「同意しなければ3月で雇い止めする」として転籍への「同意」を強要したことも、この民法の条項に明らかに抵触します。

今回、組合員Aさんの雇用継続を勝ち取ったのは、大門議員や道労連等の取り組みと、脅しに屈せず、たたかうことを決意して組合に加入されたAさんの勇気と、それを支えて社会的に明らかにしたたたかいを広げていただいた結果であり、非常に喜ばしいことです。しかし、同時に「雇い止め」と脅され、やむを得ず「転籍」・登録型派遣社員に同意した680人の人たちに、改めて元の契約社員として雇用継続ができることを知らせ、NTT東日本 - 北海道に実行させるための取り組みが必要です。